

# 布引斎苑

## ご利用案内について

布引斎苑を利用される方は、あらかじめこの案内をよくお読みの上、記載された事項を固く守っていただくようお願いいたします。



一部事務組合

八日市布引ライフ組合

## 注意事項

- 1 火葬当日には、次のものをご持参ください。  
**火葬許可証、布引斎苑利用許可書、使用料、骨つぼ、お箸**  
**※ 火葬許可証の提出がないと火葬ができませんので必ずご持参ください。**
- 2 火葬後は必ずお骨上げをしていただき、遺骨をお持ち帰りください。
- 3 棺は、長さ210cm、幅70cm、高さ65cm（突起部を含む）以内です。  
また、燃えやすい材質をご使用願います。
- 4 布引斎苑では、**宮型霊柩車**（宮殿型の屋根付きの霊柩車）での乗り入れは固く**お断り**しています。
- 5 **ご予約された時刻の10分程度前にご到着されるようお願いいたします。**あまりに早すぎたり、遅れたりされますと、他の会葬者にご迷惑となりますので、ご協力願います。
- 6 **告別室の収容人数は20名程度**です。
- 7 **待合室（ご予約は行っておりません。）**
  - ・ロビーは54席、個室3室は各24席で、お骨上げまで自由にご利用いただけますが、他の会葬者に迷惑をかけないように譲り合ってください。
  - ・個室をご利用の際は受付に申し出てください。
  - ・ロビーには飲料水自販機コーナーがありますのでご利用ください。
  - ・軽食類の持ち込みは自由ですが、酒類の持ち込みは、お断りします。**※ お持ち込みになったゴミ類は、全てお持ち帰りください。**
- 8 **お骨上げの時間をお伝えしますので確認の上、遅れないようにお越しく下さい。**  
遅れられると次のご遺族にご迷惑がかかりますのでご協力願います。
- 9 その他
  - 1) 施設はガラス面が多いので、特に幼児の事故にはご注意ください。
  - 2) 施設建物内については、全面禁煙ですので、喫煙は指定の場所をご利用ください。
  - 3) 施設内でのカメラ撮影は、個人のプライバシーにご配慮ください。
  - 4) 車椅子を常備しておりますのでご利用ください。
  - 5) 自家用車でお越しの際は乗り合わせでお願いします。

## 火葬時間帯

火葬時間帯は次の10区分です。

- ① 9：40 ② 10：00 ③ 11：40 ④ 12：00 ⑤ 12：20  
⑥ 12：40 ⑦ 14：00 ⑧ 14：20 ⑨ 14：40 ⑩ 15：00

## 副葬品の制限

布引斎苑は自然との調和を基調とした施設です。周囲の環境への配慮と火葬に支障をきたしますので、**副葬品は最小限**にしてください。

※ 別紙「**布引斎苑からのお願い**」もお読みください。

- 1 ご遺体に**心臓ペースメーカー**が装着されている場合は、火葬時の事故防止のため市町窓口申請の際に**必ず申し出てください**。
- 2 棺の中のドライアイスや化学防臭剤は、**必ず出棺前に取り除いてください**。
- 3 棺に入れる生花は、最小限にしてください。
- 4 **棺の中に、次の物を入れられると、火葬時間が長引くだけでなく、遺骨を汚したり、火葬炉設備の故障、また大気汚染の原因となりますので、入れないでください。**
  - 1) **爆発する恐れのあるもの**…スプレー缶、ライター、飲料水の缶、電池など
  - 2) **高熱や煙を発するもの**…ビニール、発泡スチロール、プラスチック製品など
  - 3) **燃えないもの**…ビン、缶、金属、飲薬、ガラス類、杖、指輪・貴金属など
  - 4) **火葬に支障をきたすもの**…衣類、布団、毛布、マットレス、書籍、玩具など

## 布引斎苑の使用料金

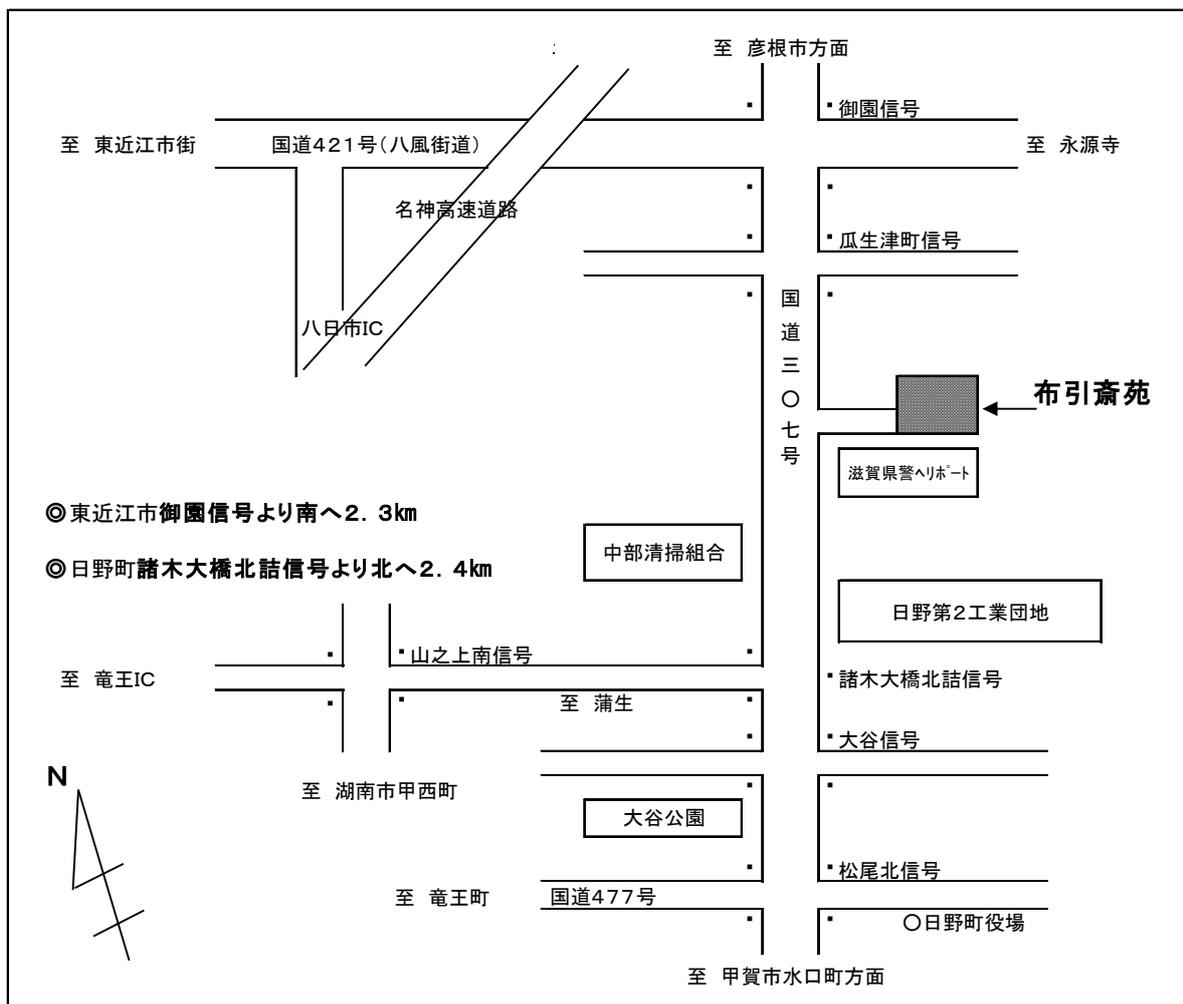
区 分	単位	使 用 料 (円)	
		管内居住者	管外居住者
大人(13歳以上)	1体	20,000	80,000
小人(13歳未満)	1体	10,000	40,000
死産児	1体	5,000	20,000
産汚物及び人体の一部	1件	5,000	20,000
改葬	1体	20,000	80,000

管外居住者の利用は、管理者が特に認めた場合に限ります。

## 分骨証明書

分骨証明書は、お骨上げが終了するまでにお申し出ください。証明手数料として1通300円が必要になります。なお、**後日の証明書の発行はできません**。

## アクセス図



# 八日市布引ライフ組合立 布 引 齋 苑

所在地 〒527-0055 滋賀県東近江市瓜生津町2011番地13

TEL 0748(23)4922 FAX 0748(23)4960

開苑時間 午前8時30分～午後5時15分

休苑日 1月1日及び管理者が定める日(毎月第1水曜日)